

## 阿蘇地域PR用タペストリー制作業務企画コンペ実施要項

### 1 委託業務名

阿蘇地域PR用タペストリー制作業務委託

### 2 目的

阿蘇地域には、世界最大級の大きさを誇るカルデラや日本一広い大草原等、圧倒的スケールを有する大自然があり、国内有数の観光地の一つである。

平成28年4月の熊本地震により大きな打撃を受けた阿蘇へのアクセスは、令和2年(2021年)8月に、JR豊肥本線全線が開通し、10月には国道57号北側復旧ルート及び現道部が開通した。さらに、今年3月には、新しい阿蘇大橋が開通し、阿蘇に繋がるすべての幹線道路が復旧する予定で、観光回復の大きな弾みとなることが期待されている。

熊本県及び熊本県観光連盟では、この機会を捉え、観光キャンペーン「I'm fine! ASO」や旅行商品造成等、阿蘇の観光需要の回復、創出に取り組んでいる。当支部においても、首都圏におけるイベント等で、阿蘇地域の四季をデザインしたタペストリーを活用することで阿蘇地域の魅力発信の強化を図る。

### 3 委託業務の内容

別添「阿蘇地域PR用タペストリー制作業務委託仕様書」のとおり

### 4 契約期間

契約締結日 ~令和3年(2021年)3月26日(金)まで

### 5 企画コンペ事業基準額

1,000,000円(消費税及び地方消費税含む)

### 6 企画コンペに係る事項

#### (1) 参加方法

企画コンペ参加表明書(様式第1号)の提出

【令和3年(2021年)1月29日(金)午後5時必着】

#### (2) 企画提案書

① 提出物(各5部 ※ただし、正本を1部作成し、4部は副本(写し)可)

ア 企画提案書(様式自由)

・企画提案の他、業務実施体制や過去の同種の制作物(ポスターやタペストリー等)の実績や業務進行スケジュールを明記すること。

イ 会社概要(様式第2号)の提出

・「事業内容」、「組織概要」、「会社の沿革」、「その他参考となる事項」については、記入する代わりに、パンフレット等既存の資料の添付でも可とする。

ウ 見積書(様式自由)

・支出内容が分かるようにできるだけ詳細に見積もること。なお、見積金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とする。

② 提出期限

令和3年(2021年)2月5日(金)午後5時必着

③ 提出方法

下記「提出場所」に持参又は郵送（いずれの場合も午後5時必着）

④ 提出場所

熊本県観光連盟東京地区支部（熊本県東京事務所くまもとセールス課内）

【住所】〒104-0061

東京都中央区銀座5丁目3-16 銀座熊本館3階

(3) 審査方法

- ・提出された企画提案書に基づき、審査員による評価で最も評価が高かった者を契約候補者として選考する。なお、必要に応じて電話等によるヒアリングを追加実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面審査のみとする。
- ・選考結果については、決定後速やかに電話連絡するとともに、後日、提案書記載の住所あてに文書にて通知する。

(4) 審査のポイント

- ① 企画提案内容（デザインイメージを満たす企画力）
- ② 業務実施体制（業務全体の実施体制、スタッフの特徴・実績）
- ③ 過去の実績（過去の同種又は類似業務実績、制作物に係る受賞歴等）
- ④ スケジュール（計画性）
- ⑤ 見積書（見積書の積算内容の妥当性）

(5) 日程

- ① 参加表明書提出期限 令和3年（2021年）1月29日（金）午後5時
- ② 企画提案書提出期限 令和3年（2021年）2月5日（金）午後5時
- ③ 業務委託事業者の決定 令和3年（2021年）2月10日（水）午後5時
- ④ 業務委託契約の締結 令和3年（2021年）2月中旬

7 企画コンペ参加対象事業者

企画コンペに参加できる者は、以下のすべてを満たす企業等とする。

- (1) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 企画コンペ審査の日の6カ月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りをした者でないこと。
- (6) 都道府県税の滞納がないこと。
- (7) 役員またはその使用人若しくはその経営に実質的に関与している者等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条

第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）。

- ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- ③ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

## 8 企画コンペに係る質問

質問事項がある場合は、メールで「10 問合せ先」のアドレス宛に問い合わせること。  
また、メールの受付期限は、令和3年(2021年)1月29日(金)午後5時までとする。

## 9 その他

- (1) 実施要項に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、熊本県観光連盟東京地区支部と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 企画提案に関する一切の費用は、各社負担とする。
- (3) 提案された企画書については、返却しない。
- (4) 決定後は双方協議の上、企画内容の一部を修正することがあり得る。
- (5) 提出書類の内容に含まれる知的財産権によって生じた責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6) 実施要項に記載の業務内容は企画コンペのために設定したものであり、実際の契約の仕様とは異なる場合がある。

## 10 問合せ先

熊本県観光連盟東京地区支部（熊本県東京事務所くまもとセールス課内）

担当者：井龍

電話番号：03-3572-5021

FAX番号：03-3574-6714

メールアドレス：ginzakumamoto@pref.kumamoto.lg.jp